

柔道整復師が1人で開設者と同一の場合の提出書類一覧

1. 柔道整復師の施術に係る療養（補償）給付たる療養の費用の受任者払の取扱いに関する申出書
2. 柔道整復師施術所開設届（写）又は柔道整復師施術所開設届事項変更届（写）
3. 柔道整復師免許証（写）
4. 確約書
5. 施術所の平面図及び付近の見取図
6. 指定・指名機関登録（変更）報告書（診機様式第22号・第23号）
7. 通帳のコピー（口座名義、口座番号などの記載ページ）

※指定日（毎月1日付け）より、2～3週間前までに書類一式をご提出ください。

不明な点がありましたら、下記まで連絡してください。
また、申請書類も下記に提出してください。

連絡先

〒753-8510

山口市中河原町6-16

山口地方合同庁舎2号館

山口労働局 労災補償課 医療係

電話 083-995-0374

FAX 083-995-0377